

(藤田和子・松下洸編『新自由主義に揺れるグローバル・サウス』ミネルヴァ書房、2012年、第Ⅲ部第19章、338-353頁.)

＜帝国＞から地球人手当のある世界市場社会へ
—所得不平等のグローバル化を問う—

岡野内 正

- I アウシュヴィッツは続いている
- II 経済成長神話を越える
- III 意思疎通不全への抵抗
- IV 意思疎通の力で所有関係を変える
- V 地球を返せ！

I はじめに—アウシュヴィッツは続いている

福島原発事故以来、「御用学者」の責任が厳しく問われている。生態系にとって破壊的な放射性物質を造り出すことの危険性という根本問題を問わずに、個々の「封じ込め」技術を競ってきた責任である。それは、筆者も含め、NGOや政府、国際機関の国際開発プロジェクトにかかわってきたものにとって、人ごとではない。個々のプロジェクトの優劣を越えて圧倒的な規模で進行してきたグローバル化の津波のもとでのグローバルな賃金労働者階級の形成は、放射性物質の生産と同じように、破滅的な危険性をすでに持ってしまっている。(1)

いわゆるグローバル化のもとで、人類の中での所得の極端な不平等化、したがってまた生活条件の極端な不平等化が進んでいる。各国の内部での不平等化が進んでいるため、各国ごとの平均所得を比較するのではなく、直接に全人類の家計調査をもとに比較すれば、格差の大きさはよりはっきりする。(2) 一方で、小国のGDP以上を一人で手にする超高額所得者が巨大多国籍企業の経営者を中心に多数輩出している。他方で、2011年に70億人を突破した全地球人口のうち、9億人以上は、健康の維持に必要なカロリーを摂取するだけの食料を入手できていない。栄養不足に起因する疾病で死亡する人は、毎年800万人以上と推定されているが、これは、ナチズム支配期の数年間にヒトラー政権が強制収容所で抹殺したとされる550万人を上回る。(3)

筆者は、2011年夏にレバノンのパレスチナ難民キャンプからの帰途、アウシュヴィッツ強制収容所跡を訪問したが、現代世界と強制収容所があまりに似ていることに気が付き、慄然とした。強制収容所は、「労働が自由をもたらす (Arbeits Macht Frei)」という標語を掲げ、被収容者は周辺の工場で働くという建前だった。しかし、十分な食料が与えられなかったため、人々は病気になり、動けなくなると、容赦なく殺された。働けないとみなされた子どもや高齢者は、到着したとたんに殺された。反抗した人は、独

房につながれ、食料を与えられずに飢え死にした。被収容者の中でも、反乱を防ぎ、虐殺に手を貸した協力者には、少しばかりましなベッドと食料が与えられた。収容所に住むナチ幹部は、プール付きの邸宅で多くの子どもに囲まれて家庭生活を営んでいた。組織的抹殺行為のすべては、殺されたすべての人々の生活を支えるに十分な、当時としては最高のハイテク技術を用いて行われた。アウシュヴィッツのすぐ隣には、いまだに当時操業していた巨大な工場群が残っている。当時の最高のハイテク技術や華やかな家庭生活と、飢餓のもとでの労働や餓死や大量虐殺との共存。

それは今日のグローバルな格差と同じだ。アウシュヴィッツは地球規模に拡大し、アフリカや南アジアの極貧の人々は、国境を越えて逃げ出すこともできず、収容所なみの暮らしを強いられ、アウシュヴィッツ以上の規模で殺され続けている。国際社会の開発理念は、今でも、「労働が自由をもたらす」という勤労倫理だ。この標語のもとに今でも、ハイテク技術が無駄に殺人に用いられ、支配者でも協力者でもない人々は、飢えながら労働し、あるいは働く機会を与えられずに餓死している。(4)

このような絶望的な状況で虐殺されている貧困層に対し、いまや地球規模の経営戦略を持ち、生産、流通、販売の拠点を、国境を越えて配置しながら利潤獲得競争を行う巨大多国籍企業。その活動は、世界経済すなわち人類ひとりひとりの日々の生活の物質的再生産を左右できるようになってきた。ナチズムの時代には、国家指導者と協力して、せいぜい自分の国に加えて歴史的関係の深い数カ国の市場を支配するだけだった巨大企業は、今日では、世界各国政府と WTO のような国際機関によって活動の自由を保障された多国籍企業となり、世界市場の支配者となった。日本の食料自給率が 40%を割り込むようになったことが示すように、世界各国の貿易依存率は高まった。世界市場の成立したいはきわめて古いが、市場社会の成立は、せいぜいアダム・スミスの時代に予測されただけである。だが、人類の社会生活の物質的再生産が、世界市場に深く依存するようになり、人類全体が世界市場社会というべきものを構成するようになったのは、WTO (世界貿易機関) の形成以後つい最近のことである。グローバル化とは、このような人類史的に見て新しい事態を指すものととらえたい。ネグリとハートは、底辺での残虐非道を含むこのような事態を、ローマ帝国になぞらえて、〈帝国〉の形成と呼んだ。ネグリらの議論は、グローバル化に関する議論の中では、人類史的な視野を持って、多様な諸現象とそれに伴う諸論争を一貫して整理して見せた点で、もっとも優れたものであるが、なお未来像が鮮明でなく、政策論的な具体性を欠く。(5)

本章では、ネグリらの〈帝国〉論を前提とし、〈帝国〉を越える未来像として、全人類対象の個人向けの無条件現金給付型の最低生活保障制度としての地球人手当(グローバル・ベーシック・インカム)のある世界市場社会を提起し、その実現に向けた政策論的な問題提起を行う。(6)

そのために、ハーバーマスの「システムによる生活世界の植民地化」への抵抗の理論を、〈帝国〉というシステムに即して具体化する。ハーバーマスの理論は、生産力上昇

による生産関係の変革というマルクスらの史的唯物論を修正し、人類が持つ根源的で普遍的な力としての意思疎通（コミュニケーション）の力に注目し、意思疎通不全を利用する支配システムの形成と、それに抵抗する意思疎通の力を軸に、システムの変革と社会進化を図式化した点で優れているからである。（7）

まずは、＜帝国＞を破滅に向かって駆り立てる経済成長神話を越える課題を提示したのち（第Ⅱ節）、＜帝国＞システムを稼働させる意思疎通不全とそれへの抵抗の存在に注目し（第Ⅲ節）、抵抗の中から生まれる意思疎通の力が、＜帝国＞システムの所有関係を変える可能性を示し（第Ⅳ節）、最後に、地球所有権の共同均分相続の要求を、地球人手当のある世界市場社会を求めるグローバルな社会運動の政策的課題として提起する（第Ⅴ節）。

Ⅱ. 経済成長神話を越える

1. 地球環境問題

＜帝国＞システムは、経済が成長しさえすればすべてがうまくいく、という経済成長神話を根底に持つ新自由主義イデオロギーのもと、多国籍企業の活動の自由を保障する方向に再編される国民国家と国際機関の行政システム、そしてそのもとで拡大深化するグローバルな資本主義経済システムからなる。だが、今日の＜帝国＞システムは、システムのみならず人類全体の破滅につながる2つの大きな問題を抱えている。

第一の問題が、地球環境問題である。ここで詳論は控えるが、従来型の経済成長の追求による地球環境への負荷は、温室効果ガスによる地球温暖化、化学物質による複合汚染、遺伝子組み換えや放射性物質のリスクなど、極限に達している。原発事故が示したように、経済成長を保障してきた巨大技術そのものが、地球環境に破滅的な影響を与える可能性がある。なるほど、世界の「途上国」は、いっそうの工業化で生産を増やし、豊かになることを求めているように見える。しかし、今日のグローバルな貧困問題の原因は、富の生産の過少ではなく、後に指摘する不適切な分配方式である。

さらに今日の世界経済には、個々の国家の立場から見れば必需品だが人類の立場から見れば巨大な無駄というほかない兵器生産部門が埋め込まれている。これ以上、地球環境に負荷をかけて富の総生産量を増やすのではなく、このような無駄な生産部門を、生活必需品部門を中心とする構造にシフトさせるために、部門間のスクラップ・アンド・ビルドを行うことは不可欠な課題だ。そのような経済構造の転換が、経済成長につながることはありうるし、むしろその方向で誘導されるべきだ。地球環境への負荷を視野の外に置く経済成長優先論は、もはや論外というほかないが、いまだに研究者や経済・政治分野のエリート層を含む多くの人々の暗黙の前提となっている。（8）

2. グローバルな格差と貧困の恒常化

第二の問題は、グローバルな格差と貧困の恒常化である。これが「テロの温床」となつて＜帝国＞システム全体を破滅の淵に追いやっている。＜帝国＞を暴力的に破壊しようとする者は、＜帝国＞システムが開発した核、生物、化学兵器を逆用するのみならず、福島原発のような産業施設を用いて、破滅的な攻撃を行うことも可能だ。そこで9.11事件以後のテロ対策としてグローバルなコンセンサスで導入された＜帝国＞を守るための「テロとの戦争」は、今度は市民的自由を奪う病的な症状を示した。問題は、暴力的な行動に出る人々を生み出すようなグローバルな格差と貧困の恒常化である。

それは、経済成長神話が考察対象から排除してきた、「資本の本源の蓄積」を経て成立した資本主義システムを支える次のような所有関係の変革に基づいている。①多くの場合コモンズとして利用されていた生産手段となりうる土地（共有地）から排除され、労働力のみ所有者となり、飢えに迫られて職探しをせざるをえない賃金労働者階級の成立。②そのような不利な立場におかれた賃金労働者階級を雇用し（労働力を時間決めで買い入れ、自分が所有する生産手段のもとで働かせて）、剰余生産物を得る資本家階級の成立。③コモンズとしての利用を拒否する私的土地所有制度の成立によって排他的な土地利用が可能になり、資本家や労働者から地代を得ることができるようになった土地所有者階級の成立。

このように、生産手段の所有関係によって規定される近代資本主義社会の三大階級に対応する、資本-利潤、（賃）労働-賃金、土地-地代という富の分配方式が、今日ではまさにグローバルに成立している。その結果、2008年以後の世界的な大不況によって失業した賃金労働者階級とその家族、そして没落した中間的な諸階級が貧困と飢餓に落ち込んでいった。貧困削減などを掲げるミレニアム開発目標の全面達成は、サハラ以南アフリカやその他の紛争地域の状況悪化、そして全体としては改善がみられたアジアなどでも底辺層の状況悪化によって、ほぼ絶望的となった（United Nations, *The Millennium Development Goals Report 2011*, New York: United Nations, 2011）。ILO（国際労働機関）は、このような現状を社会の危機と認識し、「社会を守るための最低基準（social protection floor）」を設定して、「公正で、排除のないグローバル化（Fair and Inclusive Globalization）」を実現するように、G20会合に要請した。（International Labour Office, *Social Protection Floor for a Fair and Inclusive Globalization; Report of the Social Protection Floor Advisory Group Chaired by Michelle Bachelet Convened by the ILO with the Collaboration of the WHO*, Geneva: ILO, 2011）すなわち「（現金あるいは現物形態の）さまざまな社会的移転の形態での基本的な所得保障（basic income security）」と保健、水、衛生、教育、食料や住居など「手ごろな価格での必要不可欠な社会サービスへの普遍的なアクセス（universal access to essential affordable social services）」（Ibid., p.xxii）の保障である。経済成長神話を温存してきた国際開発論は、国家財政（ODA）や私的慈善行為を通じる再分配で補完して貧困をなくすことは不可能であり、直接に個人々人をターゲットとした社会政策の導入によるグローバルな

富の分配様式の変更が必要となっていることを、まずは経験的事実として承認しなければならぬ。

III. 意思疎通不全への抵抗

1. 意思疎通不全に立脚する<帝国>システムの形成

このように明確な破滅的問題に直面しているにもかかわらず、経済成長神話に基づく<帝国>システムが崩壊しないのはなぜだろうか。その原因は、世界の人々が、問題を共有できていないこと、すなわち国際社会の意思疎通不全にあるといえないだろうか。というよりはむしろ、<帝国>システムは、国際社会の意思疎通不全に基づき、それを利用しつつ形成された社会システムだといえないだろうか。

まず、第1図によって、日常的な意思疎通の条件を掘り崩して形成される近代資本主義経済システムと官僚制的行政システムの形成を、「生活世界の植民地化」と呼んだハーバーマスの図式を確認しておこう。これは、相互関係が不明確な国家（政府）、市民社会（社会）、市場（経済）に関する、ありがちな三分割の図式よりは、はるかに優れた見通しを与えてくれる。

第1図 システムの視点からみたシステムと生活世界

生活世界＝意思疎通的理性的の世界	交換関係（媒体）	対応するサブシステム＝道具的理性的の世界
私的 (private) 領域 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">労働者</div> <人間(l'homme)> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">消費者</div>	組織に依存した役割関係 ——労働力（権力）——> <——賃金（貨幣）——> 自律的個人の役割関係 <——財とサービス(貨幣)——> ——需要（貨幣）——>	資本主義経済システム <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">企業</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">生産者</div>
公共(public)領域＝公共圏 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">受益者（クライアント）</div> <市民(citoiyen)> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">市民＝公民</div>	組織に依存した役割関係 ——税（貨幣）——> <——行政サービス(権力)——> 自律的個人の役割関係 <——政策決定（権力）——> ——大衆的支持(権力)——>	官僚制行政システム <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">便益供与者（パトロン）</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">為政者</div>

[資料出所]Habermas, Jürgen, (Translated by Thomas McCarthy) , *The Theory of*

Communicative Action Vol. 2, Lifeworld and System: A Critique of Functionalist Reason, Boston: Beacon Press, 1987, p. 320(ユルゲン・ハーバーマース著丸山他訳『コミュニケーション的行為の理論(下)』未来社、1987年、310頁)によって筆者作成。

全体の社会システムの視点から見た図式であるから、人々の間で生き生きとした意思疎通が行われる場としての生活世界は、経済と行政という2つのサブシステムとの間での制御媒体(システム論の用語に従って、貨幣と権力という2つの種類があるとされる)の交換関係によって繋ぎとめられた、私的領域と公的領域とに分割された1つのサブシステムであるかのように描かれている。私的領域で生産者をコントロールする消費者(消費者主権)、公的領域で為政者をコントロールする市民=公民(国民主権)は、生活世界の意思疎通を背景とし、自律的個人としてシステムをコントロールする役割を果たすという近代民主主義のタテマエが示されている。他方で、そのようなタテマエは、私的領域では企業に依存する労働者、公的領域ではパトロンの便宜供与者の政治家に依存するクライアント的な受益者としての支持者という、組織に依存した役割関係によって空洞化される危険性にさらされていることも示されている。

生き生きとした意思疎通の生活世界がこのようなシステムへの組み込みによって浸食される危険性にもかかわらず、私的領域での労働者の労働組合への組織化によって、生産者としての企業のみならず、公的領域の官僚制的行政システムをコントロールすることをめざしたのが福祉国家(社会国家)であった。この図は、このような福祉国家の危うさをみごとに示している。

だが、私的領域での企業が、国民国家の境界を逃れて多国籍化して雇用を減らし、労働組合を弱体化させ、国家財政の税収を減らしていくとともに、財政危機が顕在化する。公的領域では、官僚制的行政システムはむしろ多国籍企業の活動を保障する方向で再編を迫られていく。いわゆる新自由主義的な行政改革であり、国民国家を超える<帝国>システムの形成である。ここでは、その背後にある<帝国>システムによる生活世界の植民地化すなわち意思疎通不全の利用について、図式的に確認しておきたい。

2. 国民国家と<帝国>に抵抗する意思疎通の力

このような意思疎通不全の原因は、生活世界の側から見れば、公共圏での人々の意思疎通の媒体(メディア)が、経済・政治システムの論理で系統的に歪められたマスメディアに支配されていること(商業的、政治的検閲)、そして、公共圏と私的領域にまたがる地域コミュニティの日常生活での人々の顔を突き合わせた意思疎通のための機会(時間と空間)が、やはり利潤追求の経済システムと効率追求の行政システムの論理によって奪われてきたことである。(9)とはいえ、グローバルな貧困発生を持続させる<帝国>システムが立脚する意思疎通不全は、それを克服しようとする無数の抵抗すなわち人々の意思疎通の力に直面している。多くの独裁政権を転覆させた2011年初頭の

一連の中東革命の成功要因は、マスメディアに抗するインターネットと日常生活で顔を突き合わせる意思疎通との絶妙な組み合わせが核心であった。

IV. 意思疎通の力で所有関係を変える

1. <帝国>の意思疎通不全への抵抗手段としての地球人手当

グローバルな意思疎通不全に対して人々が恒常的に抵抗を続けるためには、ローカルな地域コミュニティの日常生活で、グローバルな情報を持つ人々が意思疎通する機会（時間と場所）を保障することが必要だ。地球人手当はこれを可能にする。逆にいえば、意思疎通不全に抵抗して、意思疎通を求める人々の欲望は、意思疎通の条件を保障する地球人手当の実現を求める力となりうる。それは、さしあたりは、ローカルなものであっても、グローバルな意思疎通不全への抵抗の欲望に促されて、グローバルなものに広がっていく。ベーシック・インカム導入の論理と、そのグローバル化の論理は、ここに求めるべきであろう。（10）

2. <帝国>システムを支える賃金奴隷を消滅させる

地球人手当の導入は、同時に、貧困を根絶することになる。それは、国際人権規範の生存権を実質化するグローバルな富の再分配方式を確立することでもある。すなわち、賃金水準以上の剰余価値を取得する全世界の資本家の利潤と地主の地代から、すべての人に対して、生存の最低賃金程度の額を無条件で分配するしくみを創ることである。

これが実現すれば、飢えの恐怖によって雇用を求める近代的賃金労働者階級、すなわち「間接的強制労働に従事する賃金奴隷」（マルクス）が地球上から消滅する。飢えの恐怖がないために、今の仕事がいやな人は、仕事をやめるだろう。だが逆に、失敗を恐れずに、すべての人が自発的に、市場向けにやりたい仕事を次々とやりながら社会的分業を創っていくことが可能になる。究極のボランティア社会の実現である。ハンナ・アレント（Hannah Arendt, *The Human Condition*, 1958, 志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房、1994年）の用語を用いれば、単に汗を流すだけの労働（labor）は消え去り、自分の作品をつくるために汗を流す仕事（work）と、他人との意思疎通のよろこびのために汗を流す活動（activity）によって人類の生活が再生産される社会である。それは、アダム・スミスの市場社会、コーテンのいう「思慮深い市場」の実現であり、フェアトレードや連帯経済が全面化しうる経済の仕組みでもある。（11）そうなれば、世界市場商品はむしろ減少し、顔を突き合わせた意思疎通の容易なローカルな市場、あるいは消費者と生産者との間の生産物の直接無条件引き取り契約（提携＝CSA: community supported agriculture 型の農林漁業など）が増加するだろう。このローカルな市場は、いわゆる地域通貨の流通市場となりうる。それにしたがって、地球人手当として支給されるべき最低賃金なみの支給額じたいも減少しうる。多国籍企業をはじめ多くの企業は、

必要なものを生産して消費者に支持される限りそのまま残り、飢えの恐怖によってではなく、共同の仕事や活動をやりたい人のみが、雇用契約を企業（出資者＝資本家）と結んで働くことになる。その人々は、賃金労働者ではあるが、飢えの恐怖に迫られての職探しから解放されているので、近代社会の特徴的なカテゴリーとしての賃金労働者階級ではない。資本主義は残るが、賃金労働者階級なき資本主義となる。このような経済システムを組み込んだ社会を、地球人手当のある世界市場社会と呼びたい。

3. <帝国>エリートの特権的から人類全体の地球共同所有へ

これを所有関係からみれば、全人類による地球の共同所有権の承認ということができる。果実を収穫し続ける権利があるということは、果樹にかかわるなんらかの所有権が承認されているという事態にはほかならない。すべて人類の構成員は、地球への共同所有権を認められているがゆえに、自分の持分の対価として、地球人手当を受け取ることができる。すなわち、地球全体を人類の共有財産とする。現行の土地所有者は、共有財産の中での一定の土地に関して、固定的な持分所有者としての権利を持つ。人類全体は、絶対地代として、共有財産としての地球上のあらゆる生産物について、地球人手当相当分を受け取る。現行の土地所有者は、この絶対地代に加えて、地理的に固定された持分としての土地の生産力に応じた差額地代を受け取る。このような論理構成の言説を採用するならば、グローバル資本主義が基礎を置く所有関係の規範の延長線上に地球人手当の財源を設定できる。全人類は、とりわけその中でも、飢えの恐怖に迫られて仕事探しをせざるをえない賃労働者階級に属する老若男女は、所有権を行使して、地球の共同所有者のひとりひとりとして、地球上で生産された富の持分への権利を主張し、分配されるべき富について、他の所有者たちと交渉することができるようになる。(12) さらに、人類全体が、共同所有者として、自分たちのものである地球とそこで営まれる生態系を大事に扱い、ケアしていくことができるようになる。地球の使い方について、所有者として発言し、所有権を守るために断固たる行動をとれるようになるだろう。

4. 相続回復による共同所有権の承認

そのような所有権の承認を求めるためには、全人類による地球所有権の共同均分相続を求めるという論理が有効だと思われる。「現今世界の相続法は、その殆ど全部が、共同均分相続なのである」（中川善之助・泉久雄『相続法[新版]』（法律学全集 24）有斐閣、1974年、28頁）からだ。とはいえ、この論理は、「法定相続主義から自由相続主義へ進む」（同上書、13頁）、というもう一方の歴史の流れを覆すとも言える。しかし、地球所有権の共同均分相続という発想は、生活共同者の潜在的持分を認め、構成員の生活保障を可能にする、という相続法一般の基底にあるとされる原理（13）と一致し、グローバルな共感を得ることができるだろう。なお、この場合の地球の共同所有権とは、近代的私的所有権に対しても土地収用権や課税権を行使して重層的な所有者とし

てふるまう国民国家の所有権＝国家主権と同様な、重層的所有権である。したがって、地球所有権の相続を求める運動は、国家主権の一部を掘り崩すことになる。もっとも、課税権や所有権に関して、すでに WTO や FTA のもとでの国民国家は多くのものを手放している。新自由主義による国境を越えた所有権の回復の論理、また先住民族の権利や植民地化責任にかかわる歴史的正義回復の論理の延長上に、地球の共同所有権の回復を設定することはもはや論理的飛躍ではない。(14)

V. おわりに―地球を返せ！

ベーシック・インカムを、失われた土地共有権の代償として提起する考え方は、18世紀末～19世紀半ばのイギリスのトマス・ペイン、スペンスらにまで遡る。本稿は、この系譜を継ぐものであるが、共同所有権の相続として提起した例は、管見の限りない。(15)

地球手当を求める運動の側からは、地球手当の最大の困難は、グローバルな政治的合意をえることとされていた。(16) ベーシック・インカムの導入を求める各国の運動の中では、ベーシック・インカム政策そのものの評価よりも、それを支持する政治勢力の評価が問題となって、政策導入が頓挫する例が多い。(17) 国家権力が施行する政策としてベーシック・インカムや地球手当を考えると、確かに困難は大きい。しかし、地球手当が、人類全体での地球の共同所有権の相続ということになれば、国家主権を越えるグローバルな社会的正義の問題となる。そうなれば、地球所有権の共同均分相続を要求する人々と、承認する企業だけで、地球手当の給付を部分的に開始して、それを拡大していくという、グローバルな社会運動の展望も開けてくる。(18)

所有権の問題に触れずに、管理や分配の問題を論じることは、議論の幅をあらかじめ狭めることになる。歴史的にみるならば、所有関係は、人類の間で、力の強いものが所有権を主張し、それを力づくで承認させる、という暴力的な関係であった。それゆえ、あらゆる所有権には、暴力的な過去、したがって不正義の影がつきまわっている。このような歴史的暴力と不正義の過去を清算することは、人類の構成員全体にとって公正と正義が承認されるような法的な関係に基づく国際社会を目指すためにも不可欠である。

(19) 人類全体による地球所有権の共同均分相続の要求はそのための有効な第一歩となるだろう。＜帝国＞システムを乗り越えるグローバルな社会運動のスローガンは、格差 NO！仕事よこせ！ではなく、みんなの地球を返せ！に発展することが求められているのではないだろうか。

注

(1) FAO は、全世界の推定栄養不足人口が 2006-8 年の 8.5 億人から 2010 年に 9.25 億人を超えて増加しつつある最大の原因は、天災ではなく、都市部で多くの人々が不況によって職を失

ったためと分析している。雇用がなければ飢える境遇に置かれた賃金労働者階級のグローバルな形成が問題なのである。詳しくは、FAO, *The State of Food Insecurity in the World 2011*, FAO: Geneva, 2011 参照。本稿は、2011年11月の国際開発学会大会での報告原稿、「国際開発学から国際財政社会学へ—貧困削減とエンパワーメントをめざす国際開発学の再構築のために—」を基にしている。

(2) 家計調査に基づく最初の推計は、2002年に世界銀行のエコノミストによって出された Milanovic, Branko, “True world income distribution, 1988 and 1993: First calculations based on household surveys alone”, *Economic Journal*, vol.112, No.476, January 2002, pp.51-92 である。しかし、それは一方では、全世界所得格差ピラミッドの底辺の人々を相手にビジネスを展開しようという BOP ビジネス論 (Prahalad, C.K., *The Fortune at the Bottom of the Pyramid: Eradicating Poverty through Profits*, Pearson Education, Inc., 2005 (ブラハラード『ネクスト・マーケット—「貧困層」を「顧客」に変える次世代ビジネス戦略』スカイライト・コンサルティング訳, 英治出版, 2005年)に、他方では底辺の人々を救う倫理的責任を問う議論に展開した。Pogge, Thomas, *World Poverty and Human Rights (2nd Edition)*, Polity Press, 2008 (トマス・ポグ『なぜ遠くの貧しい人への義務があるか—世界的貧困と人権』立岩真也監訳, 生活書院, 2010年)、伊藤恭彦『貧困の放置が罪なのか: グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院, 2010年等を参照。失業問題を解決できない BOP ビジネス論の限界について、拙稿「世界の貧困とグローバル・ベーシック・インカム論」田中祐二他編『地域共同体とグローバリゼーション』晃洋書房, 2010年: 253-266頁、参照。

(3) 現代の格差について、中野洋一『軍拡と貧困のグローバル資本主義』法律文化社、2010年、ナチスを含むジェノサイドについて、松村高夫・矢野久編『大量虐殺の社会史—戦慄の20世紀—』ミネルヴァ書房、2007年等を参照。

(4) 現代世界の最底辺の10億人の絶望的な事態については、Collier, Paul, *The Bottom Billion: Why the Poorest Countries are Failing and What Can Be Done About it*, Oxford University Press: Oxford, 2008 (ポール・コリアー『最底辺の10億人—最も貧しい国々のために本当になすべきことは何か?』中谷和男訳, 日経 BP 社, 2008年)。Do., *Wars, Guns, and Votes: Democracy in Dangerous Places*, Harper: New York, 2009 (『民主主義がアフリカ経済を殺す—最底辺の10億人の国で起きている真実』甘糟智子訳, 日経 BP 社, 2010年)を参照。ただし対症的な処方箋しか示されていない。現代のイスラエル軍が、パレスチナ人に対するホロコーストをほのめかすまでに病的症状を示していることと、その症状改善への展望について、拙稿「パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコーストとナクバ」上・中・下『アジア・アフリカ研究』第389, 390, 392号、2008-9を参照。

(5) ネグリらの議論の紹介と批判については、拙稿「花には太陽を、人間にはお金を！」『アジア・アフリカ研究』第400号、2011年、49-73頁、を参照。そこでは、ネグリらの議論を乗り越える方向として、地球人手当のある世界市場社会の理念を掲げたが、内容的には十分に展開されていない。本稿は、その続編というべきものである。

(6) ベーシック・インカムは、2008年に、ナミビアおよびブラジルの村落で、運動団体の募金を財源とする支給実験が開始され、国際的にみれば、すでにユートピア的な議論の段階から実施段階に入り、社会政策としての効果の問題を含め、支給の社会・政治・経済・文化的効果に関しては、実証的な議論ができる条件が整ってきた。ただし、支給実験はあくまで募金を財源とするものであるから、財源の確保がまさしく中心問題となってきた。本稿は、財源確保問題を階級関係としてとらえる財政社会学的方向での解決をめざす一試論である。ベーシック・インカムに関する議論のほとんどは、一国規模の導入を前提とするものであり、筆者のようにグローバルな導入を考える議論は少ない。さしあたり、拙稿「地球人手当の理論序説」『社会志林』第57巻2号、2010年、15-40頁、前掲拙稿「世界の貧困…」を参照。なお、支給効果に関して援助論との関連で一言すれば、条件付き現金給付(CCT; Conditional Cash Transfer)が多くの「途上国」で実施されるようになり、Hanlon, Joseph, Armando Barrientos & David Hulme, *Just Give Money to the Poor: The Development Revolution from the Global South*, Sterling, VA: Kumarian Press, 2010が、現金給付が自立を妨げ、商品化を進めるのではないかとといった伝統的な警戒論に対して実証的に反論している。後述のILOの「社会を守るための最低水準(Social Protection Floor)」の議論もこの系譜に立つ。筆者のナミビアとブラジルのベーシック・インカム支給実験の現地調査からもHanlonらの結論は支持できる。自立を促すという善意から出た「魚をあげるより、釣竿を！」という伝統的援助論に対しては、次のように反論したい。第一に、「おなががすいて釣竿を持つ力もない人が多いので、少しずつでもいい、魚を届けて力をつけてもらう」ことが必要な状況がある。第二に、援助する側が決定権を持つ現物支給は、当事者の自主性を奪う「上から目線」でしかない。「土地にあった釣竿の作り方」を伝統の中で蓄積された知恵と、現地の環境の中での実践から生み出す。そんな当事者のエンパワーメントこそがカギではないか、と。

(7) ハーバーマスの「生活世界の植民地化論」は、『公共性の構造転換』(Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 5. Auflage, Neuwied/Berlin, 1971[1962]) (ユルゲン・ハーバーマス、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換』第2版、未来社、1994年)を踏まえた『コミュニケーション的行為の理論』(do., *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Mein: Suhrkamp, 1981; 丸山高司他訳『コミュニケーション的行為の理論』(上)(中)(下), 未来社、1987年)で展開された。自然史的な人類史の全体を視野に入れた壮大かつ野心的なハーバーマスの社会進化論の構想については、Jürgen Habermas, *Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus*, Frankfurt am Mein: Suhrkamp, 1976 (清水多吉監訳『史的唯物論の再構成』法政大学出版局、2000年)を参照。ネグリらは、ハーバーマスのコミュニケーション論を高く評価しつつ、抽象的すぎると批判しているが、地球人手当実現という具体的課題を掲げる本稿からいえば、それは、ネグリらにも当てはまる。前掲拙稿「花には太陽…」参照。ハーバーマス理論は理性的話し合いが可能な市民のみを重視するといった内外の文献に見られる誤解については、機会を改めて詳論したい。

(8) 軍需産業肥大化の構造について、Caldicott, Helen (ヘレン・カルディコット), *New*

Nuclear Danger: George W. Bush's Military Industrial Complex, New York & London: The New Press, 2004 (First Edition, 2002) (岡野内正・ミグリアーチ慶子訳『狂気の核武装大国アメリカ』集英社新書、2008年)、中野洋一前掲書などを参照。

(9) 熟議民主主義とベーシック・インカムという論点について、さしあたり、田村哲樹「熟議民主主義とベーシック・インカム—福祉国家『以後』における『公共性』という観点から—」『早稲田政治経済学雑誌』357号、2004年、38-62頁、参照。

(10) 社会変革の基本的動因を人々の内面から発する欲望に求める発想は、スピノザに学ぶネグリらの魅力であり、ドゥルーズやガタリらの哲学にも共通する。前掲拙稿「花には…」参照。

(11) スミスやコーテンの市場論のコミュニケーション論的含意について、拙稿「代替開発戦略覚書—D. コーテンにおける階級、ジェンダー、ネイション、エコロジー、公共圏—」(上)(下)『アジア・アフリカ研究』2004年、376号2-28頁、377号15-26頁を参照。

(12) すなわち、税ではなく地代として請求することができる。租税とは、国家が土地所有権を保障する代償として取り立てるものであり、その意味では、国家も国土全体の土地所有者として地代を取り立てているとも言う。およそ所有権というものは慣習 (convention) にすぎないのであるから、所有権の神聖という幻想を捨てて、正義の原則によって租税を再考すべしとするのは、L・マーフィー、T・ネーゲル (伊藤恭彦訳) 『税と正義』名古屋大学出版会、2006年 (Liam Murphy & Thomas Nagel, *The Myth of Ownership: Taxes and Justice*, Oxford University Press, 2002) である。筆者は、正義の原則のためにこそ、所有権回復という言説を採用すべき、と言いたい。なお、グローバルな課税については、上村雅彦『グローバル・タックスの可能性』ミネルヴァ書房、2009年、諸富徹「グローバル・タックス」上田和弘・新岡智編『国際財政論』有斐閣、2010年、147-162頁などが、グローバルな貧困問題を見据えながら、国際公共財や地球公共財の議論を踏まえて多国籍企業に対する国際的課税の必要を説き、トービン税や国際連帯税や炭素税などの動きを高く評価して丁寧に紹介したうえで、実現の政治的困難を明らかにしている。

(13) 「現代における相続権の根拠には、三つのものがある。第一は、遺産の中に含まれてはいるが、もともと相続人に属していた潜在的持分ともいべき財産部分の払戻しであり、第二は、有限家族的共同生活が、その構成員に与えるべき生活保障の実践であり、そして第三は、一般取引社会の要請する権利安定の確保である」(中川他、前掲書、8頁)。なお、第三は、債務の相続に関するものである。

(14) グローバルな所有権の転換は、ネグリらの<帝国>論の続編である Hardt, Michael & Antonio Negri, *Commonwealth*, Cambridge, Massachusetts: The Belknap Press of Harvard University Press, 2009 の中心テーマだが、相続回復という提起はない。国境を越えた相続問題は国際私法のテーマであるが、本章の問題提起は、国際社会における意思疎通を前提に、新しい公的領域の創造を含む国際法の枠組みの転換を要請している。グローバル化による人の移動に対応する国際相続法の動向について、木棚照一『国際相続法の研究』有斐閣、1995年、参照。地球の全人類による共同所有権の復活という議論は、社会主義国の土地国有から、国家主権の

概念に含まれる国家による領土の所有権まで、およそ土地の国家的所有という理念を全人類的所有に組み替えるという理念的転回を現実化するものとして地球人手当を構想するというものである。この点についても別稿で詳論したい。歴史的正義回復の問題については、後出の注(19)の諸文献および、前掲拙稿「パレスチナ問題…」を参照。

(15) ペインやスペインスのテキストは、T. スペンスほか(四野宮三郎訳)『近代土地改革思想の源流』お茶の水書房、1982年。ベーシック・インカム論の系譜については、さしあたり、山森 亮『ベーシック・インカム入門—無条件給付の基本所得を考える』光文社新書、2009年、Fitzpatrick, Tony, *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Palgrave: London, 1999(トニー・フィッツパトリック(武川正吾・菊池英明訳)『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房、2005年)、前掲拙稿「地球人手当…」等を参照。

(16) 地球人手当を求める管見の限り唯一の運動団体であるオランダのグローバル・ベーシック・インカム財団(Global Basic Income Foundation)のサイト等を参照。

(17) 南アフリカ共和国では、反アパルトヘイト闘争の中心になっていた、左派的な労働組合とキリスト教会がベーシック・インカム政策の導入を強力に主張していたが、選挙を前に結成された新自由主義的な小政党がベーシック・インカム導入を掲げたために、左派政党が警戒論に傾き、目前だった導入が頓挫した。2010年の現地調査および運動の渦中にいた Claudia Haarmann 氏よりの聞き取りによる。なお、牧野久美子「南アフリカにおけるベーシック・インカム論」『海外社会保障研究』157号、2006年、38-47頁などの同氏の諸論文も参照。日本でも、社会保障制度を大幅に削減する試算を示した新自由主義的なベーシック・インカム論への警戒から、ベーシック・インカム導入に反対する論調が、左派的労働運動の再構築を求める側から現れている。『POSSE』Vol. 8、2010年9月の「マジでベーシック・インカム!?!」特集を参照。詳細な反論は他日を期すが、タライの水が汚れたので赤子も流してしまおう、という議論のように思える。

(18) ナミビアで2008年、ブラジルで2009年以降、運動団体が実施している村落レベルのベーシック・インカム社会実験では、すでに資金調達面で国際支援が大きな役割を果たしている。国連のグローバル・コンパクトを含む多国籍企業規制について、拙稿「人権基準による多国籍企業の規制について」『国際社会への多元的アプローチ』(大阪外国語大学国際関係講座) No. 1、2001年、51-79頁を参照。

(19) 拙稿「<民族>を超える<部族>：『暴力の文化』を克服する公共圏の創出」佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム』法政大学出版局、2009年、拙稿「植民地化不正義審判所の可能性—最近の先住民研究に触発されての一試論—」『アジア・アフリカ研究』第382号、2006年、参照。